⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者（有資格者）の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、事業団が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。

⑸　資格審査結果通知書の再発行　紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

別記１　資格が有効となる事業団の調達機関　事業団私学振興事業本部、事業団共済事業本部、事業団東京臨海病院、事業団宿泊施設（北海道会館、宮城会館、湯島会館、愛知会館、京都会館、大阪会館、広島会館、九州会館及び各宿泊所・保養所）

別記２　付与数値　［掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）］

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額の合計

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計　（最高点）　100

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲］

⑴　物品の製造

①　90点以上　：A
　80点以上90点未満　：B
　55点以上80点未満　：C
　55点未満　：D

②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　90点以上　：A
　80点以上90点未満　：B
　55点以上80点未満　：C
　55点未満　：D

②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

⑶　物品の買受け

①　70点以上　：A
　50点以上70点未満　：B
　50点未満　：C

②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、実際の調達に際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表

［掲載順序　施設名　郵便番号　所在地　部署名　電話番号］

⑴　私学振興事業本部　〒102―8145 千代田区富士見１―10―12　財務部経理第一課　電話03―3230―1321

⑵　共済事業本部　〒113―8441 文京区湯島１―７―５　財務部契約課　電話03―3813―5321

⑶　東京臨海病院　〒134―0086 江戸川区臨海町１―４―２　事務部用度課　電話03―5605―8811

⑷　北海道会館　〒060―0001 札幌市中央区北１条西６丁目　管理部庶務課　電話011―261―5311

⑸　宮城会館　〒983―0852 仙台市宮城野区榴岡４―１―５　管理部庶務課　電話022―299―6211

⑹　湯島会館　〒113―0034 文京区湯島１―７―５　管理部庶務課　電話03―3813―6211

⑺　愛知会館　〒460―0003 名古屋市中区錦３―11―13　管理部庶務課　電話052―957―1022

⑻　京都会館　〒602―0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605　管理部庶務課　電話075―411―0111

⑼　大阪会館　〒532―0004 大阪市淀川区西宮原１―３―35　管理部庶務課　電話06―6396―6211

⑽　広島会館　〒732―0052 広島市東区光町１―15　管理部庶務課　電話082―262―1122

⑾　九州会館　〒810―0001 福岡市中央区天神４―８―15　管理部庶務課　電話092―713―1112

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成25年３月１日

外務省大臣官房会計課長　水嶋　光一

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第32号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　調達計画特定役務及び数量　平成25年度海外広報用「2014年版生け花カレンダー」の製作・複製及び納入

⑶　調達方法　購入等

⑷　調達予定時期　平成25年度

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会において要請する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成25年４月５日午後３時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　青木　慶子　電話03―3580―3311　内線5741　ＦＡＸ03―5501―8097

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成25年３月１日から平成25年４月４日午後５時00分まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　本公表に基づく調達説明会を開催する。なお、調達説明会に出席せずに、資料等の提出を行うことは認めない。

⑴　開催日時　平成25年３月15日午前11時00分

⑵　開催場所　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１外務省南庁舎392号会議室

出席する者は外務省東口玄関に開催時間の５分前に集合すること。